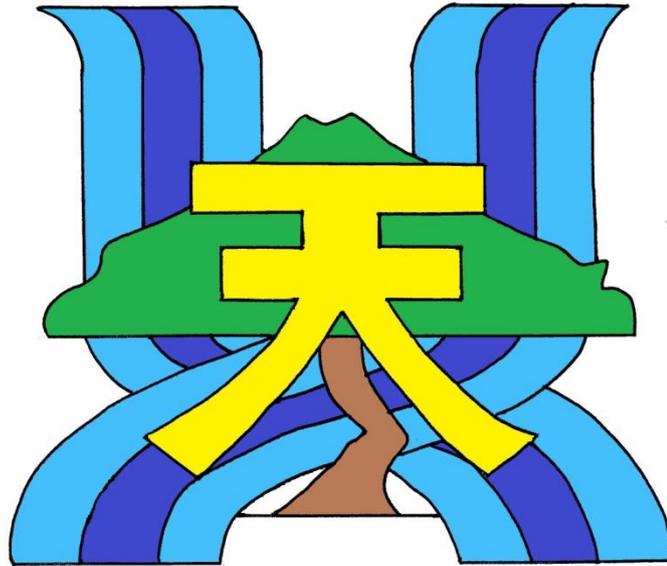


# 令和7年度 まつえ天神川学園

めざす15歳像

お互いに認め合い 夢と希望いっぱい 未来を切り拓くこども



## 魅力ある学校づくり

~すべての子どもたちにとって心の居場所のある魅力ある学校づくり~

## 学校いじめ防止基本方針

R7. 8. 30 改定



松江市立中央小学校

【めざす15歳像】

お互いに認め合い夢と希望いっぱい未来を切り拓くこども

【今年度の学園重点目標】

温かい言葉を交わし合おう

	学び部会	仲間づくり部会	生活リズム・メディア部会	家庭・地域連携部会
めざすこどもの姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>○課題を見つけ、人と関わりながら、課題を追究することも</li> <li>○課題の解決に向けて、粘り強く取り組むこども</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○気持ちの良いあいさつができるこども</li> <li>○思いやりの心をもって周りの人たちと温かくかかわろうとするこども</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本的な生活習慣を身につけ、メディアと適切にかかわろうとするこども</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の良さを活かして、家庭・地域・学校が相互につながり、支え合えるふるさとのなかで育っていくこども</li> </ul>
めざす姿に迫るための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○3校共通した学習規律やルールを設定し、3校で一貫して取り組む。</li> <li>○交流や対話を通して、児童生徒の学びを深める授業をつくる。</li> <li>○ICT 機器等を有効に活用することにより、こども同士の交流や対話を促す。</li> </ul>	<p>【生徒指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○授業中や集会など、公の場面において、児童生徒同士の「呼び捨てをさせない」また教職員から「さん付けによる、呼び捨てをしない」実践</li> <li>○あいさつの習慣化が図れる取組、場づくり             <ul style="list-style-type: none"> <li>・各校「あいさつ運動」の実践</li> <li>・「あいさつ」について考える時間・場の工夫（例）相手意識（家族・仲間・先生）をもった「あいさつ」</li> </ul> </li> </ul> <p>【人権教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○各校の人権集会の取組の紹介</li> <li>○差別につながるような不適切発言をなくす取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○メディアについてこども自身が考えて取り組む学習や活動</li> <li>○家庭へのはたらきかけの工夫</li> <li>○情報モラル教育</li> <li>○メディアコントロールウィークの取組の工夫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティア活動の紹介。（公民館などへの掲示）及びボランティアの募集。</li> <li>○他の部会と連携した、各活動の推進、啓発のための予算執行。</li> </ul>

中央小学校で取り組む「魅力ある学校づくり」

学校教育目標 心ゆたかにたくましく生きぬくこどもの育成  
 めざす児童像 考える子 やさしい子 がんばる子  
 めざす学校像 子ども・家庭・地域から信頼される学校

重点項目と具体的な施策を決めて全教職員で取り組む

居場所づくり

風土づくり

絆づくり

すべてのこどもたちにとって心の居場所のある魅力ある学校をつくる

## 具体的ないじめ問題への対応と取組

### いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

### いじめ問題についての基本認識

- ◆いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる。
- ◆いじめは、重大な人権侵害であり、人間として絶対に許されない。
- ◆いじめは、大人に気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ◆いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違いである。
- ◆いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要の刑罰法規に抵触する。
- ◆いじめは、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ◆いじめには、教師の醸し出す雰囲気や態度が大きな影響を与える。
- ◆いじめは、発達期の子どもの心に甚大な影響を及ぼす。
- ◆いじめは、家庭教育の在り方に大きなかかわりをもっている。
- ◆いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

### 教職員のいじめに対する基本姿勢

- ◇「いじめは人間として許されない」という意識の徹底。
- ◇教職員自らの人権感覚を磨き、いじめを見抜く力を高める。
- ◇いじめられている児童には非はないという認識に立った親身な対応。
- ◇いじめの未然防止のための開発的・予防的生徒指導（積極的生徒指導）の充実。
- ◇いじめの早期発見・早期対応に向けた組織的・計画的な取組。
- ◇PDCA サイクルを活用した、いじめ防止の学校の取組の点検と見直し。

### 校内いじめ防止対応委員会の設置

いじめ防止等の対策のための組織として「校内いじめ防止対応委員会」を設置する。管理職、主幹教諭、生徒指導主任、特別支援コーディネーター、学年主任、養護教諭、保護者代表（PTA 会長）、心理や福祉の専門家、地域（学園地域推進協議会委員）等を構成員とする。ただし、事案の内容や速やかな初期対応のため校内の構成員でいじめ対応の支援会議を開催することもある。そして、次の役割を担う。

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。
- いじめに関わる情報の収集と記録・共有を行う。
- いじめ事案に対して、事実関係の把握と共通理解、いじめの認知・判断、指導・支援体制や対応方針の決定、対応の評価・改善等を行う。

## 未然防止の取組

### 居場所・風土づくり

#### いじめが起きにくい学校・学級風土

いじめの背景にあるストレスやその原因となる要因（ストレス）等の改善を図ることで未然防止を図る。

○自己有用感や充実感を感じ安心できる「授業づくり」や「集団づくり」を進める。

○授業や行事の中で、どの児童も落ち着ける居場所をつくる。

### 絆づくり

#### いじめに向かわない児童生徒

いじめの背景にあるストレスやその原因となる要因（ストレス）に対して、そんなものには負けない、そのはけ口として他者を攻撃するようなまねはしない、と言えるような児童と集団を育てる。

○主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っている自己有用感を感じ取れる絆づくりを進める。

○授業や行事の中ですべての児童が活躍できる場面をつくりだし児童の自己有用感を高める。

**\*子どもが道徳教育をはじめとする教育活動全般において、自主的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動を推進する。**

### 令和7年度の学校教育目標実現のための具体的施策から

#### ◇考える子

※授業づくり ※基礎・基本の定着 ※話す力、聴く力の向上 ※対話力の向上 ※ICTの効果的な活用

#### ◇やさしい子

※あいさつの奨励 ※児童理解力の向上 ※キャリア教育の推進 ※異学年集団の積極的な活用

※人権教育の充実 ※いじめ防止への努力 ※特別支援教育の理解推進

※不登校・不登校傾向児童本人の教育的ニーズを尊重した対応

#### ◇がんばる子

※体づくり運動の充実 ※児童の委員会との連動 ※そうじをとおした意識の醸成

※安心・安全な学校環境への改善

## 早期発見の取組

### 日常の観察と把握

☆小さなサインを見逃さない日常の観察

☆学校・学級で見せない児童の様子、言動にも留意

登校安全見守り、読書ボランティア、学習支援ボランティア、公民館職員、児童クラブ職員との連携

### 積極的な調査と活用

☆生活アンケートの実施

年2回、教育相談に活用。

☆アンケートQUの実施

年2回、教育相談に活用、担任による分析と学級経営への活用。

☆教育相談週間の実施

年2回児童とじっくり向き合う時間の確保。

### 相談しやすい体制の整備

☆教育相談週間の活用

☆保健室の養護教諭

☆スクールカウンセラー

【窓口：養護教諭】

☆家庭訪問・個人面談の活用

☆子ども家庭支援課

☆「松江市いじめ相談

電話ホットライン」

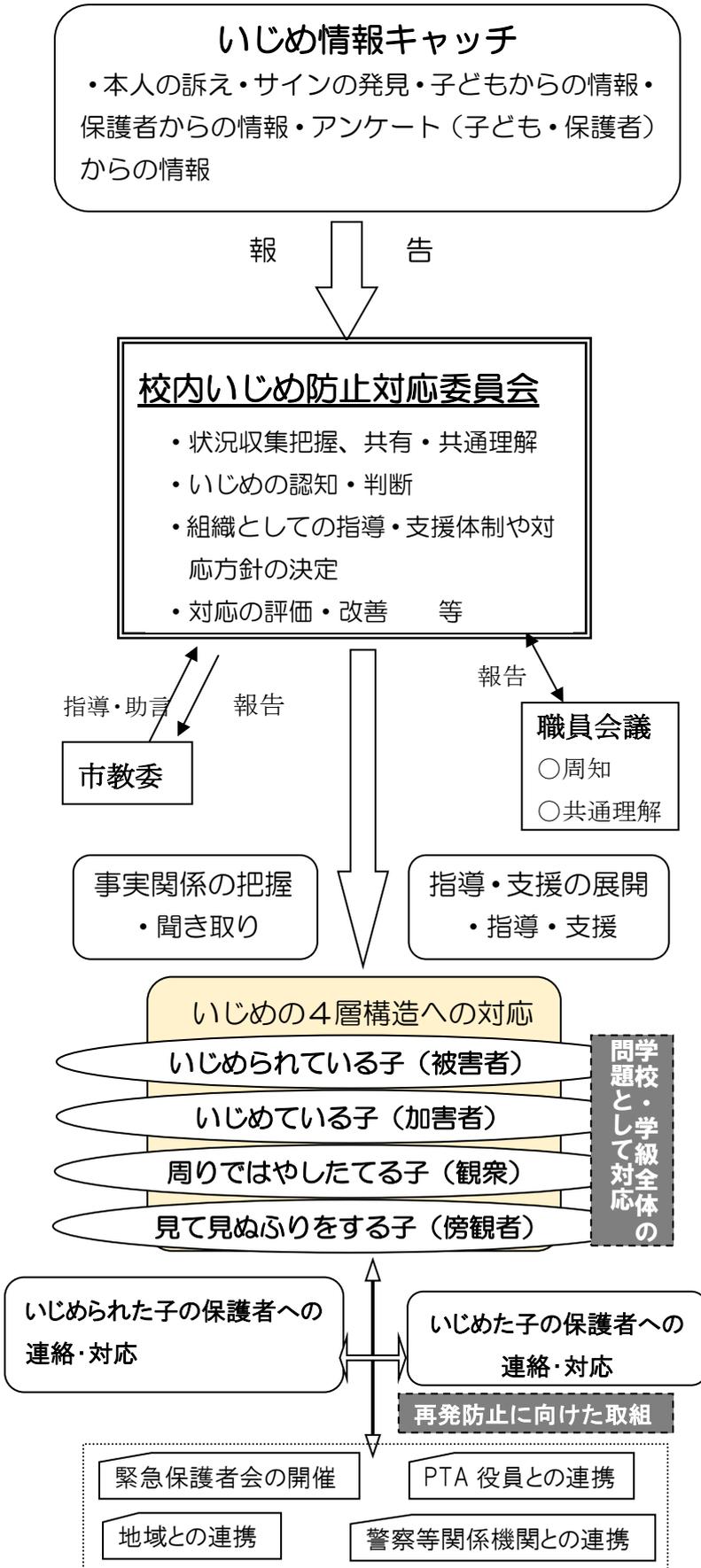
0852-55-5048

\*けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあり、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

\*被害を受けている児童が、仕返しを恐れるあまり暴力的行為やいじめ等を否定したり申告したりしないことも少なくないことに留意する。

## 早期対応の取組

◎いじめ対応の基本的な流れ



## ポイント・留意点

- ・小さな危機を見逃さない
- ・見て見ぬふり対応をしない
- ・訴えや情報は真摯に傾聴
- ・担任一人で抱え込まない（組織としての情報共有）
- ・いじめられているこどもの立場に立った親身な対応
- ・「あなたを全力で守る」「お子さんを全力で守る」という決意とメッセージ（被害者の身の安全を最優先に考える）

### ◇面談の基本スタンス

- ・「傾聴」「共感的理解」「適応へのサポート」

### ◇被害者への基本スタンス

- ・先入観を持たずに聞き、勝手に解釈や批判はしない
- ・性急に聞き出そうとせず、発言をじっくり待つ
- ・保健室や相談室など危機を回避できる時間、場所を提供する
- ・話はその子と関係が良好な教職員が対応することが望ましい（チームでの対応）

### ◇把握したい事実関係

- ①いつごろからか
- ②だれがどこでどんな行為をしたか
- ③その時どう感じたか
- ④今どう思っているか
- ⑤周りのこどもたちの様子はどうか（基本スタンスを大切にし、負担にならないように配慮）

### ◇加害者への基本スタンス

- ・いじめの行為やその時の気持ちを受容的に聞く（理詰めで追い詰めすぎない）
- ・人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で「いじめが決して許されない行為であること」「いじめを直ちにやめること」を指導する

### ◇加害の児童以外への基本スタンス

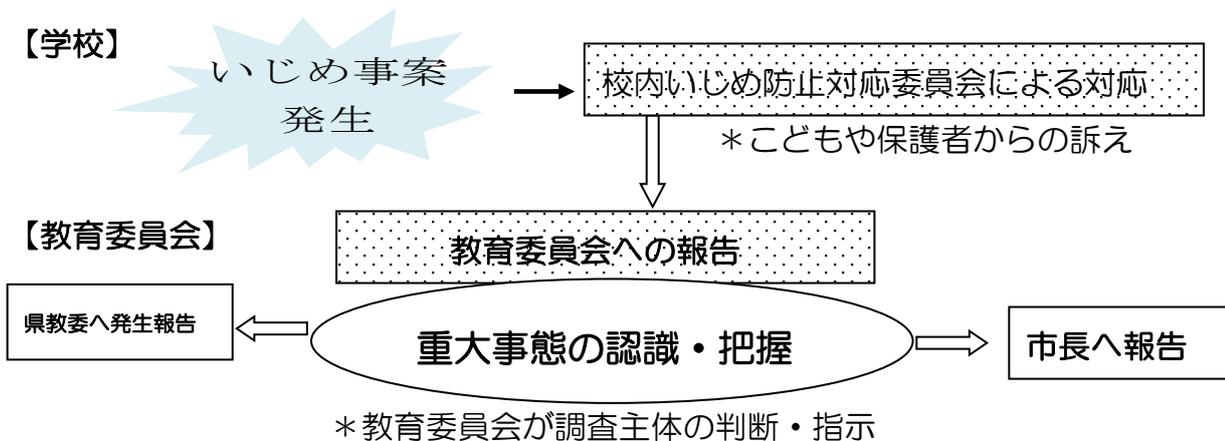
- ・児童全体で加害行為を黙認しない態度を共有するなど、必要に応じて集団的な指導を行う

# 重大事態への対応

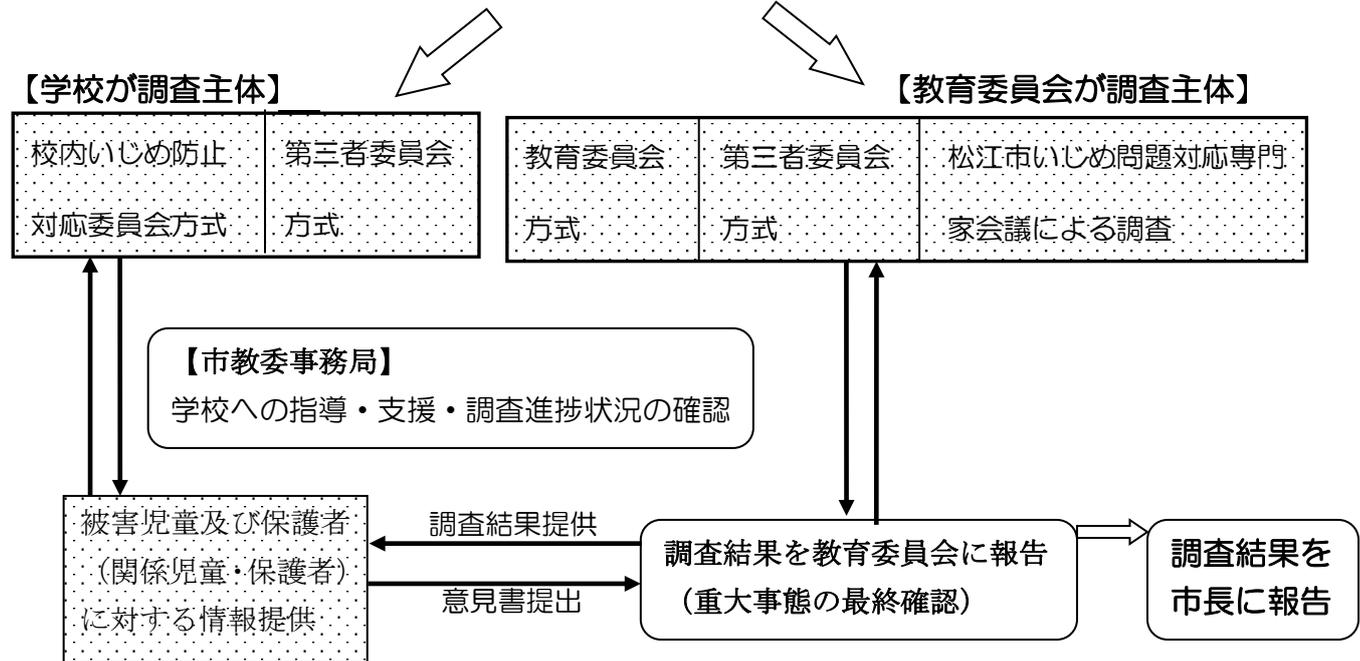
**重大事態の認知**

- ・児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- ・児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

\*児童や保護者から重大事態の申立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、児童の保護者から、重大事態の申立てをうけたが、学校が児童へのいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、まず、法第23条第2項の規定を踏まえた校内いじめ対応委員会による調査を実施し、事実関係の確認を行う。



〈事実関係を明確にする調査〉 ○いつ(いつ頃から) ○誰から ○どのような態様だったか  
 ○いじめを生んだ背景事情・人間関係にどのような問題があったか  
 ○学校・教職員がどのような対応をしたか  
 ●事実関係を可能な限り網羅的に明確にしておく。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(R6.8)」に沿って。



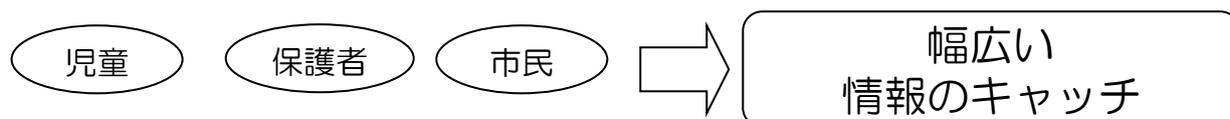
## ネット上いじめ事案についての対応

### ◎未然防止

#### ◆情報モラルの指導の充実

一度インターネットで拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難である。インターネット上の一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与え、民事上又は刑事上の問題に発展する可能性があることを理解させる。

### ◎認知



### ◎報告、相談、対応

重大事案と同様に警察・市教委へ報告し校内いじめ防止対応委員会による対応

### ◎特別な対応

#### ◆拡散状況の把握と削除

- ・管理者への削除依頼
- ・プロバイダーへの削除依頼

できない場合は、**島根県警サイバー犯罪対策係へ相談《31-9110》**

## 学園教育推進会議といじめ防止連絡協議会

- (1) 年2回開催されるまつえ天神川学園教育推進会議の際に、同じ構成員をもってまつえ天神川学園いじめ防止連絡協議会を開催する。
- (2) 各学校は、まつえ天神川学園合同研修会「仲間づくり部会」の活動に合わせ、各校のいじめ防止への取組や、現状などを確認する。
- (3) (2)の内容を学校側は、学校運営協議会で報告し、助言を受ける。各学校の「学校いじめ防止基本方針」についても助言を受ける。
- (4) いじめ事案が発生した場合は、その経緯や取り組みなどを協議会の構成員に報告し助言を受ける。
- (5) 重大な事案の場合は、必要に応じて「校内いじめ防止対応委員会」の構成員として要請する場合もある。

## いじめ防止に関わる取組の年間の流れ

### 1学期

- 4月 学級開き 個人面談 こどもを語る会（4月～職員会議ごとに）
- 6月 第1回アンケートQ-U（3～6年）実施  
第1回学校生活アンケート（2～6年）、保護者アンケート実施  
気になる児童との教育相談  
第1回まつえ天神川学園合同研修会
- 7月 「いじめ」に関する報告書 前年度分状況調査の報告
- 8月 アンケートQ-Uの分析  
令和7年度版「学校いじめ防止基本方針」の作成

### 2学期

- 9月 こどもを語る会（9月～職員会議ごとに）
- 10月 校内研修会（事例研究）
- 11月 第2回アンケートQ-U（3～6年）  
第2回学校生活アンケート（1～6年）、保護者アンケート実施  
全児童との教育相談月間  
「いじめ発見チェックポイント」による担任の自己チェック  
第1回まつえ天神川学園教育推進会議（いじめ防止連絡協議会）  
第2回まつえ天神川学園合同研修会  
人権集会（11月の開催予定）
- 12月 保護者との個人面談  
「いじめ問題への学校の取組振り返りシート」による自己評価  
アンケートQ-Uの分析

### 3学期

- 1月 学校評価（児童・保護者）  
こどもを語る会（1月～職員会議ごとに）
- 2月 第2回まつえ天神川学園教育推進会議（いじめ防止連絡協議会）

※ 職員会議・終礼ごとに、必ず児童の情報交換の場を設ける。